

# 熊本県公報

第 1 1 5 9 1 号  
平成 19 年 8 月 24 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○木材業者及び製材業者の書換え	(林業振興課) 1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○ "	( " ) 3
○道路の供用開始	( " ) 4
○熊本県医療事業実施要項の一部改正	(水保病保健課) 4
○保安林の指定	(森林保全課) 10
○生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 10
<b>公 告</b>	
○地籍調査成果の認証	(農村整備課) 10
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 11
○開発行為工事完了	(建築課) 11
○ "	( " ) 11
○道路位置指定廃止	( " ) 11
○熊本都市計画地区計画(合志市)の決定	(都市計画課) 12
○ "	( " ) 12
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 12
○宅地建物取引業法の規定による行政処分	(建築課) 12
○県有財産の売却	(管財課) 12
<b>登 載 依 頼</b>	
○つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業の禁止	(天草不知火海区漁業調整委員会) 13
○有明海自動車航送船組合議会平成 19 年第 2 回定例会の招集	(有明海自動車航送船組合) 14
○平成 19 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 14
○熊本県社会教育委員会議の開催	(社会教育課) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 720 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例(昭和 34 年熊本県条例第 36 号)第 7 条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## (木材業者登録の書き換え)

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 7 月 13 日 A10318	球磨郡湯前町 5337 球磨プレカット株式会社 笹田睦	球磨郡湯前町 5337 球磨プレカット株式会社 橋本龍一	代表者の変更
平成 19 年 7 月 13 日 A10386	球磨郡湯前町 2861 株式会社日進木材工業湯前 工場 倉住謙二	球磨郡湯前町 2861 株式会社日進木材工業湯前 工場 小野誠	代表者の変更
平成 19 年 7 月 24 日 A06195	阿蘇郡小国町大字宮原 2865-3 悠木産業株式会社 宮崎暢俊	阿蘇郡小国町大字黒淵 1880 悠木産業株式会社 梅木雄平	住所及び代表 者の変更

## (製材業者登録の書き換え)

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 6 月 27 日 B08072	八代市日置町 677-1 株式会社南栄 荒木迪夫	八代市日置町 677-1 株式会社南栄 内山伸二	代表者の変更
平成 19 年 7 月 13 日 B10110	球磨郡湯前町 2861 株式会社日進木材工業湯前 工場 倉住謙二	球磨郡湯前町 2861 株式会社日進木材工業湯前 工場 小野誠	代表者の変更
平成 19 年 7 月 13 日 B10120	球磨郡湯前町 5337 球磨プレカット株式会社 笹田睦	球磨郡湯前町 5337 球磨プレカット株式会社 橋本龍一	代表者の変更
平成 19 年 7 月 24 日 B06114	阿蘇郡小国町大字宮原 2865-3 悠木産業株式会社 宮崎暢俊	阿蘇郡小国町大字黒淵 1880 悠木産業株式会社 梅木雄平	住所及び代表 者の変更

**熊本県告示第 721 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
中村こころのクリニック 熊本市田迎四丁目 9 番 36 号	中村 能文 熊本市田迎四丁目 9 番 36 号	平成 19 年 8 月 1 日
山田クリニック 水俣市旭町二丁目 2 番 5 号	医療法人 善哉会 山田クリニック 水俣市旭町二丁目 2 番 5 号	平成 19 年 8 月 1 日
古城病院 球磨郡水上村岩野 2603 番地	医療法人 同心会 古城病院 球磨郡水上村岩野 2603 番地	平成 19 年 8 月 1 日
すこやか堂薬局 熊本市大江一丁目 21 番 15 号	有限会社 西口晴秀堂 熊本市尾ノ上一丁目 8 番 11 号	平成 19 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション八祥苑 八代郡氷川町早尾 1097 番地	社会福祉法人 代医会 八代郡氷川町早尾 1097 番地	平成 19 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 722 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	熊本市上代四丁目 同所	前	20.0	174.0	右折レー ン設置
			後	20.7	174.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 24 日

**熊本県告示第 723 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	益城菊陽 線	熊本市戸島三丁目 同所	前	7.0 ～ 12.2	230.0	歩道整備 及び交差 点改良
			後	11.2 ～ 22.7	230.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 24 日

**熊本県告示第 724 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市牛深町字井手迫 1637 番 3 地先から 同町字茂申 1659 番 1 地先まで	51.0	仮設道路

## 2 供用を開始する期日 平成 19 年 8 月 24 日

**熊本県告示第 725 号**

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項  
熊本県医療事業実施要項（平成 8 年熊本県告示第 55 号）の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 1 項中「医療手帳対象者」を「当該手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳交付者」という。）」に、同条第 2 項中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改める。
- 第 4 条及び第 5 条中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改める。
- 第 7 条第 1 項中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改め、「要介護者又は要支援者に限る」の次に「次項及び第 3 項において同じ。」を加え、同条第 3 項中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、在外の医療手帳交付者（日本国内に居住地及び現在地を有しない者であって、居住国の医療機関において療養を受けたとき（医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。）に支払った費用について、支給を希望する者のうち、知事が療養費を支給することが適当であるとあらかじめ認められた者に限る。）が特定症候に関連して療養を受けたときは、その者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を限度として療養費（自己負担した額に限る。）を支給する。
- (1) 健康保険法第 63 条第 1 項第 5 号の療養、介護保険法第 48 条第 1 項第 2 号の介護保険施設サービス（緊急時施設療養に限る。）又は第 3 号の指定介護療養施設サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき 1 月につき 50,000 円
- (2) 健康保険法第 63 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの療養、介護保険法第 41 条第 1 項の指定居宅サービス、介護保険法第 48 条第 1 項第 2 号の介護保険施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は介護保険法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス（前号に掲げる療養又はサービスを除く。）を受けたとき 1 年につき 75,000 円
- 第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改め、同条第 7 項中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改め、同項に次の 1 号を加える。
- (5) 在外療養費支給申請書（別記第 6 号の 2 様式）領収書等貼付台紙（別記第 6 号の 3 様式）口座振込依頼書（別記第 6 号の 4 様式）受診予定医療機関リスト（別記第 6 号の 5 様式）
- 第 9 条及び第 10 条第 1 項中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に改め、同条第 1 項第 2 号中「1 日以上」を削り、同条第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
- 2 知事は、第 7 条第 4 項に掲げる者が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受けたときは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を限度として、療養手当を支給する。
- (1) その月において第 7 条第 4 項第 1 号に掲げる療養若しくはサービスを受けることを要した者 1 月につき 23,500 円
- (2) その月において第 7 条第 4 項第 2 号に掲げる療養若しくはサービスを受けることを要した者
- ア その者が 70 歳以上である場合 1 月につき 21,200 円
- イ その者が 70 歳未満である場合 1 月につき 17,200 円
- 第 14 条、第 16 条中「医療手帳対象者」を「医療手帳交付者」に、「保健手帳対象者」を「保健手帳交付者」に改める。
- 別記第 6 号様式の次に次の 4 様式を加える。

水俣病総合対策医療事業（医療手帳・保健手帳）

別記第6号の2様式（第7、14条関係）

## 在 外 療 養 費 支 給 申 請 書

平成（西暦） 年 月分

受給者番号	
氏 名	
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生
居 住 国	
住 所	
電 話 番 号	（国番号から記載してください）
申 請 額 （記入不要）	療 養 費 現 地 通 貨 （単位）
	療 養 手 当 現 地 通 貨 （単位）

上記のとおり療養費・療養手当の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

平成（西暦） 年 月 日

申請者 氏名 ①  
（又は自署）

熊 本 県 知 事 様

注意）裏面の記載要領を参考にしてください。

## 記 載 要 領

- 1 居住国の医療機関において医療を受けたとき（医師が発行した処方箋による医薬品の調剤を受けたときを含む。）に、その自己負担額について助成を受けようとするときは、次の添付書類を添えて申請してください。
- 2 支給申請書は、1か月の受診分に対して、1枚提出してください。

### 【 添 付 書 類 】

- ① 領収書等貼付台紙（別記第6号の3様式）
- ② 入院した場合は、入院を証明できる書類
- ③ 本人であることを証明できる書類 \*1年に1回提出してください。  
（居住する国の公的機関が発行した証明書（発行後1か月以内のもの）であって、氏名、性別及び生年月日並びに現に生存していることを確認できるもの）
- ④ 口座振込依頼書（別記第6号の4様式）及び振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）  
\*初回申請時及び振込口座変更時に提出してください。
- ⑤ 受診予定医療機関リスト（別記第6号の5様式）  
\*初回申請時及び受診予定医療機関変更時に提出してください。

※注1 ①の領収書等貼付台紙（別記第6号の3様式）には、1か月受診分を1枚の台紙に貼付して提出してください。

また、入院と通院は、台紙を分けて貼付してください。

※注2 ①～②の書類（領収書等）が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文を添付し、翻訳者の氏名及び住所を記載してください。

※注3 医療手帳交付者が通院・入院したときは、療養費支給申請の有無に関わらず、療養手当の支給申請を行ってください。

**参 考** 療養費及び療養手当の支給金額は、次のとおりです。

#### <療養費>

通院・入院それぞれについて、次の金額と支給申請のあった額とを比較して低い方の金額を支給する。

通院の場合・・・・・・・・・・1年につき 75,000円

入院の場合・・・・・・・・・・1月につき 50,000円

#### <療養手当> ※医療手帳交付者のみ

通院の場合（70歳以上）1月につき 21,200円

〃 （70歳未満）1月につき 17,200円

入院の場合 1月につき 23,500円

水保病総合対策医療事業（医療手帳・保健手帳）

別記第 6 号の 3 様式（第 7、14 条関係）

### 領 収 書 等 貼 付 台 紙

平成（西暦） 年 月分

入 院 ・ 通 院

※どちらかに○をつけてください。

※入院と通院は、台紙を別にしてください。

（注） 領収書等は、次の 4 点の記載があるものを貼付してください。

- ① 支払った金額
- ② 診療を受けた者の氏名
- ③ 医療機関の名称・所在地・電話番号
- ④ 支払年月日

※ 領収書等が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文を添付し、翻訳者の氏名及び住所を記載してください。

水俣病総合対策医療事業（医療手帳・保健手帳）

別記第 6 号の 4 様式（第 7、14 条関係）

## 口座振込依頼書

（ 新規 ・ 変更 ） いずれかに○をつけてください。

	受給者番号	
振込口座	支払銀行	
	銀行コード (BIC Code, IBAN Code etc)	
	支店名	
	支店住所	
	国	
	口座番号	
	口座名義人	

※振込口座は、御本人(手帳所持者)名義のものを記入してください。

※振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。

私が支給を受ける療養費等については、上記口座に振り込んでいただきますようお願いいたします。

平成（西暦）                      年    月    日

依頼者 氏名

印

（又は自署）

熊 本 県 知 事    様



附 則

この要項は、平成 19 年 8 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県告示第 726 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字越ノ川内 1312、1312 の 3、1313、1314、1314 の 2、1315、1317、1319、1320、1321 の 2、1321 の 4、1322 から 1325 まで、1330 の 1、1330 の 2、1348 の 1、字下り山 1352 から 1356 まで、1361 から 1363 まで、1380 から 1382 まで、1384 から 1389 まで、1389 の 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字越ノ川内 1313、1314、1314 の 2、1320、1322、字下り山 1352、1353、1355、1361、1384、1387、1388、字越ノ川内 1312・1312 の 3・1315・1319・1321 の 2・1321 の 4・1323 から 1325 まで・1330 の 1・字下り山 1354・1362・1363・1381・1385・1386・1389・1389 の 2（以上 18 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 727 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指定番号	施術所名称	施 術 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 41	整骨院 H.B.C 光の森	鈴木 康浩	菊池郡菊陽町津久礼 3310 ゆめタウン光の森 2F	平成 19 年 8 月 13 日

公 告

熊本県公告第 696 号

阿蘇市ほか 2 市町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
阿蘇市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	波野大字中江、滝水の各一部	地籍図・地籍簿	平成 19 年 8 月 10 日
八代市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	泉町仁田尾の一部		
山都町	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	高畑の全部		

**熊本県公告第 697 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 3 月 12 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により山鹿市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
九州テックランド山鹿店・WonderGoo 山鹿店  
山鹿市大字方保田字堤の下 3148 番 28
- 2 市町村意見の概要
  - (1) 交通事故等防止について、十分な対策を講じること。
  - (2) 夜間照明については、光害とならないように配慮すること。
  - (3) 閉店後の駐車場については、施錠し管理すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課  
平成 19 年 8 月 24 日から平成 19 年 9 月 24 日まで

**熊本県公告第 698 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字田原字中須 144 番 4 及び同 148 番 1  
359.14 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市豊岡 2000 番地 1696  
福本 直治

**熊本県公告第 699 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
葦北郡津奈木町大字小津奈木字男島 2114 番 2、同 2114 番 25、同 2114 番 26、同 2114 番 27、同 2114 番 28、同 2114 番 29、同 2114 番 30、同 2114 番 31、同 2114 番 32、同 2114 番 33、同 2114 番 34、同 2114 番 35、同 2114 番 36、同 2114 番 37、同 2114 番 38、同 2114 番 39、同 2114 番 40、同 2114 番 41、同 2114 番 42、同 2114 番 43、同 2114 番 44、同 2114 番 45、同 2114 番 46、同 2114 番 47、同 2114 番 48、同 2114 番 49、同 2114 番 50、同 2114 番 51、同 2114 番 52、同 2114 番 53、同 2114 番 54、同 2114 番 55、同 2114 番 56、同 2114 番 57、同 2114 番 58、同 2114 番 59、同 2114 番 60、同 2114 番 61、同 2114 番 62、同 2114 番 63、同 2114 番 64、同 2114 番 65、同 2114 番 66、同 2114 番 67、同 2114 番 68、同 2114 番 69、同 2114 番 70、同 2114 番 71、同 2114 番 72、同 2114 番 73、同 2114 番 74、同 2114 番 75、同 2114 番 76、同 2114 番 77、同 2114 番 78、同 2114 番 79、同 2114 番 80、同 2114 番 81、同 2114 番 82、同 2114 番 83、同 2114 番 84、同 2114 番 85、同 2114 番 86、同 2114 番 87、同 2114 番 88、同 2114 番 89、同 2114 番 90、同 2114 番 91、同 2114 番 92、同 2114 番 93 及び同 2114 番 94  
30,145.68 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地  
津奈木町

**熊本県公告第 700 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により次のとおり行った平成 7 年 4 月 12 日熊本県公告第 320 号の道路位置の指定は平成 19 年 7 月 27 日に廃止したので公告する。

平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市坪井四丁目 103 番地
- 2 築造者の氏名 熊本電建ホーム有限会社
- 3 道路の位置 宇土市栗崎町字打越 801 番 4、829 番 2 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル

- 5 道路の延長 34.90 メートル  
 6 指定年月日 平成 7 年 3 月 7 日  
 7 指定番号 松土第 311 号

**熊本県公告第 701 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。  
 平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（アメニティータウン豊岡地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第 702 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。  
 平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（みどりヶ丘地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第 703 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。  
 平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1374 号	なたね油かす及びその粉末	4.5 圧搾なたね油かす粉末	窒素全量：4.5 りん酸全量：2.0 加里全量：1.0	該当なし。	肥後製油株式会社 熊本県菊池郡大津町室 1985 番地	平成 19 年 8 月 10 日

**熊本県公告第 704 号**

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 66 条第 1 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者  
商号 誠伸住宅株式会社  
代表者氏名 大嶋 節生  
事務所所在地 熊本県熊本市水前寺一丁目 3-4  
免許証番号 熊本県知事（8）第 1830 号  
免許年月日 平成 14 年 8 月 21 日
- 2 処分年月日  
平成 19 年 8 月 9 日
- 3 処分内容  
免許の取消し
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第 66 条第 1 項第 3 号

**熊本県公告第 705 号**

県有財産を次のとおり売却する。  
 平成 19 年 8 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
天草郡苓北町都呂々字中ノ田 128 番 1  
(1) 土地 宅地 346.83 平方メートル  
(2) 建物 居宅 木造セメントかわらぶき平家建 57.13 平方メートル  
物置 コンクリートブロック造スレートぶき平家建  
5.25 平方メートル  
最低売却価格 4,242,000 円
- 2 入札期日  
平成 19 年 10 月 3 日 (水) 午前 10 時
- 3 入札場所  
天草郡苓北町志岐 660 苓北町役場 大会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日  
平成 19 年 9 月 12 日 (水) 午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分まで
- 7 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による  
提出期限 平成 19 年 9 月 28 日 (金) 午後 5 時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他  
(1) 契約締結期限 平成 19 年 10 月 16 日 (火) 午後 5 時  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所  
(4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

## 登載依頼

## 天草不知火海区漁業調整委員会指示第 130 号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 19 年 8 月 24 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天共第 9 号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ (沈船魚礁)」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域  
天草市牛深町大島灯台から真方位 354 度、4,300 メートルの地点を中心として半径 50 メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間  
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 3 指示の有効期間  
平成 19 年 8 月 24 日から平成 21 年 8 月 23 日までとする。

**有明海自動車航送船組合告示第 3 号**

有明海自動車航送船組合議会平成 19 年第 2 回定例会を平成 19 年 9 月 3 日午後 3 時熊本市に招集する。  
平成 19 年 8 月 24 日

有明海自動車航送船組合  
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 2 号**

平成 19 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。  
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。  
平成 19 年 8 月 24 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
平成 19 年 9 月 4 日 (火)  
午後 1 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題  
(1) 平成 19 年度熊本県公共事業再評価対象事業について (詳細審議)  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局 (熊本県土木部土木技術管理室)  
電話 096-383-1111 内線 6056 ダイヤルイン 096-333-2490

**熊本県社会教育委員会議公告第 1 号**

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成 19 年 8 月 24 日

熊本県社会教育委員会議

- 1 開催日時  
平成 19 年 8 月 28 日 (火)  
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18-1  
県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題  
家庭教育力について
- 4 傍聴手続  
1 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。  
2 受付時間は、開会の 1 時間前から 10 分前までとする。  
3 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。  
4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 5 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係  
(電話 096-333-2697)